政令指定都市名 四口川

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課(室)名	市民局 市民協働推進部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	仙台市男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	平成 元 年 8 月 28 日 根拠: <mark>仙台市男女共同参画推進条例・</mark>
長 の 役 職	市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称	仙台	市男女	共同	参画推	推進署	客議会					
設	置	年	月	日	平成	15	年	7	月	1	日				
構		成		員				15		人	(女性	9	人 、男性	6	人)

4 男女共同参画に関する計画

2																
計画期間								平成	21	年	4	月 ~	23	年	3	月
名 称	男女	共同参阅	画せ	んだい	プラ	ン〔2009-20	010)									
改定・見直しの予定時期	平成	23	年	9	月	日		← ;	未定の場	合は	○をつけ	てくださし	١,			

5 男女共同参画に関する条例

6

ガタ六円が凹に因りる木門																		
有の場合	名			称		仙台	台市男3	女共	同参画	推進	条例							
	公	7	ī	日	平	成	15	年	3	月	14	日						
	施	ŕ	Ţ	日	平	成	15	年	4	月	1	日						
	改	I	E	日	平	成		年		月		日						
	改	正	内	容														
	2	女正が予	定され	ている場	合、	改Ⅰ	E予定时	寺期:	:	平成	ţ		年		月			
無の場合		制定等に	ついて村	検討中(あ≉	hば、	、具(体的に)											
※ どちらかにOを つけてください。		特に検討	すしてし	ない				•				•		•		•	•	•

						-								_									
審議	会等多	負	へのす	性の登	用		調	查時点	(⊐—I	š 1	平成	23年	4月1	日	2 平	成23	3年5	月1日	3	その他	: 平成23年	F3月31	日
	目	4	摽	値		2	7	年度	まで	35	5 %	į		4	年度ま	きで			%		年度まで	;	%
	根			拠		男女	共同]参画	せんた	:いプ:	ラン201	1											
対	象となる	る審	議会等	の範囲		法律	• 政	令によ	る審認	義会等	及び条	例,	規則,	要約	岡によ	る審	議会	等					
	目標の	対象で	である著	審議会等		調査	上 時点	ニコード	ì	3	審調	養会等	手数	(132)	う	ち女性	生委員を	含む審議	会等数	(125)
	における	5登月	月状況				延	総委員	等数	Į.	(1,901)	延	女性	委員	等数	(567) 3	女性比率	(29.8)	
	うち法	建ま が	たは政会	に基づく		調査	查 時点	ニコード	;	3	審調	養会等	等数	(39)	ð	ち女性	主委員を	含む審議	会等数	(37)
				登用状況			延	総委員	等数	Ţ	904)	延:	女性	委員	等数	(219) 3	女性比率	(24.2)	
				公共団体		調査	医時点	ニコード	}	3	審調	養会等	手数	(15)	j	ち女性	生委員を	含む審議	会等数	(15)
	inutra itる登月			審議会等			延	総委員	等数	Ţ	654)	延	女性	委員	等数	(135) 3	女性比率	(20.6)	
地力	与自治法	·(第	180条 <i>0</i>)5)に基		調査	を 時点	ニコード	:	3	委員	会等	手数	(6)	ð	ち女性	生委員を	含む審議	会等数	(3)
				登用状況			延	総委員	員等数	Ţ	60)	延	女性	委員	等数	(5) 3	女性比率	(8.3)	
	目標値	以外	の目標	票設定		女性	委員	のい	ない審	議会	等をなく	す											
	人材	1名簿	筹作成	の有無		有	0)	(公表	Ę		非	公表	0)		無		• 作	成予定	Ī		
女	人标	1名第	尊が有	る場合		掲載	人数	:		61	5	人		(平月	戉	2	3 4	Ŧ	3 万	現在)			
性登					人	材育原		業の実	施の	有無				7	有	0		無					
用	-			/il-	委	員	の	公募	專					7	有	0		無					
方策	そ		の	他	その	の他	ſ	事前	協議0	実施)
							l																J

(*) 平成23年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に〇をつけてください。

~ 1 10	-> PV/13 TF/13 D/190	7	_ , , , , , ,				
(1)管理職の	在職状況	調査時点コー	ド 1 平成23年4	4月1日 ② 平成2	3年5月1日 3 そ	⊹の他:平成	年 月 日
		管理職総数			女性	生管理職の内訴	5
		日生帆心双	うち女性管理職数	女性比率	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
		(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
		(A)	(B) = (C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	(E)
本庁	計	774	61	7.9	0	3	58
本川	うち一般行政職	344	42	12.2	0	2	40
支庁・地方	計	185	25	13.5	1	3	21
事務所	うち一般行政職	174	24	13.8	1	3	20
全体	計	959	86	9.0	1	6	79
土件	うち一般行政職	518	66	12.7	1	5	60
再掲	警察本部						
1-7 JEJ	教育委員会	91	9	9.9	0	0	9

2)女性公務員の採用状況		平成	22年4月1日~23年3月31日
	総 数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	129	52	40.3
うち 警察本部			
中 級	93	85	91.4
うち 警察本部			
初 級	29	8	27.6
うち 警察本部			
全 体	251	145	57.8
うち 警察本部	0	0	

(3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに〇をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(
- O 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(27年度まで20%
 - 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
 - 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
 - 6. その他 (内容:

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	仙台市	市男女	共同	同参画推進センター 愛称・通称 (1) エル・パーク仙台, (2)エル・ソーラ仙台											
設置年月日	(1)昭和 (2)平原		年	3 5	月	20 23	日		施設	形態		単独施設	0	複合施設	
所在地等		番号:	(2)	980-8555 980-6128		. (0)0		所: 階 (2)側台市書華	区山中1	_3_1 7	7 T JL28	1•20階			
WES (番号: ページ	(-)	022-268- :p://www				68-8041 F	AX番号	: (1)02	2-268-	8304 (2)022	(-268-8	J45	
	1. 施	設管理	Į.	直営(担	当部	局名:)	
			0	指定管理	2者(名称:		(財)せんだい男女共	同参画財	†団)	
				その他()	
管理·運営主体	2. 事	業運営	ź	直営(担	当部	后名:)	
※1~2について、該	,	×××==		指定管理				(財)せんだい男女共	同参画助	∤ (ज)	
当するものにOをつ け、記入してください。		その他()	
職員数	常勤	2	22 人、 非常勤 18 人 予算額 平成23年度									539	9,477	千円	
	k	実施	してい	るものに	Oを	付し、i	Eな事	事項を記入してください	٠,						
主な事業	0			発(主な				の発行,企画展示,ホ	ニームペー	ージの更	新、メー	・ルマガジンσ	D配信)	
				主な事項				同参画推進講座)	
男女共同参画・				業(主な				理業務)	
女性に関する もの	_							官管理業務)	
		_		1理(主な				理業務)	
		-		建(主な				同参画推進せんだい。)	
	_							け(主な事項: <mark>市民団</mark>	114との16	加丁事業)	
				流・海外派 F究(主な)			チ事り)	
		-				: 7-	— < t	听 先)	
		10 ₹	こり他	!(主な事]	貝:)	

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

ĺ	名 称	財団法	人せ	んだ	い男女共	同参	多画財団	J	基金・基	本財産額	200,000	千円
I	設置年月日	平成	13	年	4	月	1	日	出資者		仙台市	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに〇をつけてください。

- 1. 民間団体の組織化((2)へ)
- 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
- 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
- 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
- 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
- 7. その他 / 主な事項: ・民間団体への補助金の交付
 - ・(財)せんだい男女共同参画財団において、民間団体への事業委託あり。また、協働事業等を通じて 女性グループの活動支援及びエンパワーメントを図っている。

(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協	有 名称等:	加盟団体数	
議会等の有無	無	会 員 数	
地方公共団体からの 助成・委託事業実施の	有		
有無	無		
	1. 定例会議(情報交換会等)の開催		
活動内容	2. 機関誌の発行		
ツ中佐していてものに	3. 広報啓発パンフレット作成		
※実施しているものに Oをつけてください。	4. その他 (内容:)

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 「名 称 交付先 :
- 7. その他 / 内容:
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。
- (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
 - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 (内容: インフォーマルな場で管理職登用等を目的とした研修等の実施

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	22年度予算 (千円)	23年度予算 (千円)	備考					
関係予算総額(施設整備費を除く)	612,200	655,386						
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.1384 %	0.1022 %						
男女共同参画・女性のための施設整備費	9,904	67,000						

14 仕事と生活の調和に関する取組 ※該当するものに○をつけてください。

	活の調和に 影影制度の有	有無	表彰の対象: 実施頻度 :		企業・組織 毎年	数年	個 手に1回(5		両方 その他
(2) 公契約の評 関する耶	活の調和には組を公契約項目に採用し		いる 対象と	なる入れ	·【事業:		すべて	一部	

15 平成23年度実施予定事業

実施	地予定事業の内容 ※梢	闌が足りない場合には適宜増やして記入してください。		
	名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
	委員会·懇話会 <mark>仙台市男女共同参画推進審議会</mark>	条例に基づき男女共同参画の推進に関する課題等を審議	委員14人	年2~3回
	広報啓発 DV防止キャンペーン	国の定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間(毎年 11月12日~25日)にあわせ、各種啓発事業を集中して実		
3. •	講座			
4.	相談事業			
	女性相談	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台において相談事業を実施するほか、DV被害者等を対象とした自立支援事業を実施		
5.	情報収集・提供			
	図書等の資料の収集・貸出	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台に図書資料スペースを設置し、市民への貸出、閲覧に供する		
	苦情処理 性別による差別などに関する相 談	男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害及び市が実施する施策などについての相談や要望・苦情に対応する相談の窓口を設置		
7.	交流促進			
٠.				
	企業・NPO法人との連携・働きかけ	A # 4		
	企業対象のセミナー	企業向け両立支援に関する研修		
	国際交流・海外派遣事業			
•	=III de FW do			
	調査研究			
	災害と女性			
	その他			
•	男女共同参画せんだいプラン 2011の策定			
١.	日本女性会議実行委員会の設立			
•	全国シェルターシンポジウムへの補助			

政令指定都市名 仙台市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点にOをつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)					
平成23年4月1日現在		平成23年5月1日現在		その他:平成23年3月31日現在	0

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成23年3月に内閣府で把握したものを下記に掲載しております。 新たに追加がございましたら、下記の表に追記を、変重・廃止があった場合はその旨を記入していただきますようお願いいたします。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) 1 市町村防災会議 61 3 4.9 2 民生委員推薦会 14 6 42.9 3 国民健康保険運営協議会 23 5 21.7 4 地方社会福祉審議会 50 16 32.0 5 土地利用審査会 7 2 28.6 6 地方障害者施策推進協議会 20 7 35.0 × 7 公害健康被害認定審査会 20 7 35.0 × 8 損害評価会 34 2 5.9 11 建築審査会 7 1 14.3 12 開発審査会 7 1 14.3 12 開発審査会 7 1 14.3 13 介護認定審査会 263 72 27.4 14 精神医療審査会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 20 2 2 10.0 16 地方独立行政法人評価委員会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 20 2 10.0 17 感染症診査協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 2 10.0 18 市町村都市計画審議会 46 11 23.9 20 障害程度又分認定審査会 46 11 23.9 6 計 654 115 23.9	親	F <i>t</i> -1	に追加がございましたら、下記の表に追記を、変更・	廃止があった場合は	その旨を記入してい	ゝただきますようお願	いいたします。
2 民生委員推薦会 14 6 42.9 3 国民健康保険運営協議会 23 5 21.7 4 地方社会福祉審議会 50 16 32.0 5 土地利用審查会 7 2 28.6 6 地方障害者施策推進協議会 20 7 35.0 × 7 公害健康被害認定審查会 20 7 35.0 × 8 損害評価会 34 2 5.9 10 土地区画整理審議会 34 2 5.9 11 建築審查会 7 1 14.3 12 開発審查会 7 1 14.3 13 介護認定審查会 263 72 27.4 14 精神医療審查会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 46 11 23.9			(現在設置していないもの、審議会委員の任命を行って				備考
3 国民健康保険運営協議会 23 5 21.7 1 4 地方社会福祉審議会 50 16 32.0 5 16 32.0 5 16 32.0 5 16 32.0 5 16 32.0 7 2 28.6 6 地方障害者施策推進協議会 20 7 35.0		1	市町村防災会議	61	3	4.9	
4 地方社会福祉審議会 50 16 32.0 5 土地利用審査会 7 2 28.6 6 地方障害者施策推進協議会 20 7 35.0 × 7 公害健康被害認定審查会 20 7 35.0 × 8 損害評価会 20 7 35.0 10 土地区画整理審議会 34 2 5.9 11 建築審查会 7 1 14.3 12 開発審查会 7 1 14.3 13 介護認定審查会 263 72 27.4 14 精神医療審查会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 17 感染症診查協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 46 11 23.9		2	民生委員推薦会	14	6	42.9	
5 土地利用審查会 7 2 28.6 6 地方障害者施策推進協議会 20 7 35.0 × 7 公害健康被害認定審查会 2 5.9 × 9 地方港湾審議会 2 5.9 10 土地区画整理審議会 34 2 5.9 11 建築審查会 7 1 14.3 12 開発審查会 7 1 14.3 13 介護認定審查会 263 72 27.4 14 精神医療審查会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 46 11 23.9		3	国民健康保険運営協議会	23	5	21.7	
6 地方障害者施策推進協議会 20 7 35.0 × 7 公害健康被害認定審查会 20 7 35.0 × 8 損害評価会 34 2 5.9 10 土地区画整理審議会 34 2 5.9 11 建築審查会 7 1 14.3 12 開発審查会 7 1 14.3 13 介護認定審查会 263 72 27.4 14 精神医療審查会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 20 2 10.0 17 感染症診查協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 46 11 23.9		4	地方社会福祉審議会	50	16	32.0	
× 7 公害健康被害認定審査会 10 と地区画整理審議会 10 土地区画整理審議会 10 土地区画整理審議会 11 建築審査会 11 は3 12 開発審査会 11 は3 12 開発審査会 11 は3 12 開発審査会 11 は3 12 開発審査会 11 は3 12 においては、またいので		5	土地利用審査会	7	2	28.6	
× 8 損害評価会 9 地方港湾審議会 10 土地区画整理審議会 34 2 5.9 11 建築審査会 7 1 14.3 12 開発審査会 7 1 14.3 13 介護認定審査会 263 72 27.4 14 精神医療審査会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 46 11 23.9		6	地方障害者施策推進協議会	20	7	35.0	
× 9 地方港湾審議会 34 2 5.9 10 土地区画整理審議会 7 1 14.3 11 建築審查会 7 1 14.3 12 開発審查会 263 72 27.4 14 精神医療審查会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 46 11 23.9	×	7	公害健康被害認定審査会				
10 土地区画整理審議会 34 2 5.9 11 建築審査会 7 1 14.3 12 開発審査会 7 1 14.3 13 介護認定審査会 263 72 27.4 14 精神医療審査会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 20 2 10.0 20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9	×	8	損害評価会				
11 建築審査会 7 1 14.3 12 開発審査会 7 1 14.3 13 介護認定審査会 263 72 27.4 14 精神医療審査会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 17 感染症診査協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 20 2 10.0 20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9	×	9	地方港湾審議会				
12 開発審査会 7 1 14.3 13 介護認定審査会 263 72 27.4 14 精神医療審査会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 46 11 23.9		10	土地区画整理審議会	34	2	5.9	
13 介護認定審査会 263 72 27.4 14 精神医療審査会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 20 2 10.0 20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9		11	建築審査会	7	1	14.3	
14 精神医療審査会 20 2 10.0 15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 25.0 2 17 感染症診査協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 20 2 10.0 20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9		12	開発審査会	7	1	14.3	
15 市町村国民保護協議会 70 2 2.9 × 16 地方独立行政法人評価委員会 25.0 17 感染症診查協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 20 2 11 23.9 20 障害程度区分認定審查会 46 11 23.9		13	介護認定審査会	263	72	27.4	
× 16 地方独立行政法人評価委員会 17 感染症診查協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審查会 20 2 11 23.9 20 障害程度区分認定審查会 46 11 23.9		14	精神医療審査会	20	2	10.0	
17 感染症診査協議会 12 3 25.0 18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 20 11 23.9 20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9		15	市町村国民保護協議会	70	2	2.9	
18 市町村都市計画審議会 20 2 10.0 × 19 市街地再開発審査会 20 2 11 20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9	×	16	地方独立行政法人評価委員会				
× 19 市街地再開発審査会 46 11 23.9 20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9		17	感染症診査協議会	12	3	25.0	
20 障害程度区分認定審査会 46 11 23.9		18	市町村都市計画審議会	20	2	10.0	
	×	19	市街地再開発審査会				
合 計 654 135 20.6		20	障害程度区分認定審査会	46	11	23.9	
			合 計	654	135	20.6	

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	1	16.7	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	37	2	5.4	
6	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3	
	<u> </u>	60	5	8.3	

3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち 女性委員を含む	延総委員等数	延女性委員等数	女性委員割合
	審議会等数	(人)	(人)	(%)
61	58	1,251	321	25.7